

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物 品 番 号		仕様書番号	入基LPS-X-99460
品名又は件名	不用品の解体の部外委託	承 認	令 和 6 年 3 月 13 日
		作 成	令 和 6 年 3 月 13 日
		改 正	令 和 年 月 日
			令 和 年 月 日
		作成出納主任	廃 品 出 納 主 任

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊硫黄島分屯基地における不用品の解体の部外委託（以下、役務という。）について規定する。

1.2 関係法令

この役務における解体後の不用品のうち、該当するものについては、“使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）”に従い処理するものとし、法令は契約時における最新のものとする。

1.3 履行場所

航空自衛隊硫黄島分屯基地（付図1のとおり。）

2 一般事項

2.1 役務に関する全責任は、契約の相手方が有する。

2.2 役務の作業にあたっては監督官の指示に従い実施する。

2.3 役務に関して調整が必要な場合には、監督官と調整する。

2.4 役務に必要な機材は契約の相手方が用意する。

3 役務に関する要求

3.1 硫黄島分屯基地での解体

- a) 契約の相手方は、硫黄島分屯基地内で不用品（車両の油圧系及び車体内の液体を可能な限り抜いているが、切断作業の際は吸着マット及び油処理剤を用意すること。）の解体を行うものとし、解体する大きさは、木箱（外寸、縦2m×横2.5m×高さ2m以内で足高約10cm及び上蓋付）もしくは脱着装置付コンテナ専用車（以下、コンテナ車という。）のコンテナに入る大きさとする。ただし、燃料給油車の燃料タンク（外寸、幅2.5m×高さ2m×長さ7m）については、燃料タンク内の油を完全に除去できていない恐れがあるため解体せず、燃料タンクのまま搭載できる車両もしくは木箱を準備するものとする。
- b) 契約の相手方は、前項で示した木箱もしくはコンテナ車及び車両について必要数を準備するとともに、木箱もしくはコンテナ車で荷崩れ、片寄りしないように処置するものとする。なお木箱の場合、木箱の重量を含めて3tを超えないものとする。

品名又は件名	不用品の解体の部外委託
--------	-------------

c) 解体後、飛行場地区付近の清掃を行い、監督官の確認を受けるものとする。

3.2 対象物品の諸元は、表1のとおりとする。

表1－対象物品

品 名	台 数	車台番号	車 番	リサイクル券番号
20KL 燃料給油車	2台	FY635B-20016	47-0106	0704-0002-8861
		FY2FTA-10027	47-0135	0704-0002-8852
かく座収容器材	1台	KC200S-01	CTAC-03	非該当
模擬機	1台			非該当

3.3 契約の相手方は、人員、重機（木箱含む。現地組み立て可。）の移動及び搬入については、官側の航空機及び船便に搭乗及び搭載するため監督官に対し契約締結後10日後までに、人数及び木箱の数量（寸法及び重量）、車検証を通知すること。

3.4 使用する車両は、船便輸送の関係から解体日程に関わらず3か月程度の期間を往復に要する予定である。なお、使用する車両台数分の操縦手を用意するものとする。

3.5 航空機の搭乗は、入間基地とし船便の搭乗は、海上自衛隊横須賀基地とする。

3.6 作業をする際には、既設備品及び離着陸している航空機等に損傷を与えないようにし、損傷を与えた場合には契約の相手方の責にて元の状態に回復するものとする。金属片等が滑走路に飛散しないように危害予防するとともに、万が一金属片が飛散して航空機のエンジンに吸い込まれ損傷させた場合や航空機の機体に損傷を与えた場合には多額の賠償となるため、作業の事故防止に十分留意すること。

3.7 契約の相手方は、防衛省所管物品であることを表示するための記号、標識を抹消又は除去するものとする。

3.8 契約の相手方は、事前に都道府県知事から受けた取引業者登録通知書の写しを提示するものとする。

4 監督・検査

監督及び検査は契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 安全管理

契約履行中において、官側の建物又は物品に損害を与えた場合は、監督官に報告するとともに契約の相手方の責任において、処置及び修復を行うものとする。

5.2 作業時間

航空自衛隊硫黄島分屯基地での解体時の作業時間は、基地で定める日課時限（0800～1645）を基準とする。

5.3 硫黄島分屯基地への移動に伴う調整事項

契約の相手方は硫黄島分屯基地への移動にあたり、次の事項について監督官に申請し、その支援を受けることができる。

- a) 硫黄島への来島の人数分の宿泊及び給食等の手続き。
- b) 島内での人員・資材等の運搬及び保管

品名又は件名	不用品の解体の部外委託
--------	-------------

- c) 航空機の利用（入間基地～硫黄島間）の手続き。
- d) その他必要と認められる事項

6 その他の事項

6.1 基地内共通事項

契約の相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官の指示に従わなければならない。

- a) 契約の相手方は、役務履行の現場において基地の電力及び給水を使用する場合は官側の支援を受けられるものとし、細部は契約担当官と調整するものとする。
- b) 契約の相手方は、基地及び基地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令の許可を受ける。
- c) 契約の相手方は、基地内において役務履行に必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官の指示に従う。
- d) 契約の相手方は、基地内で知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。
- e) 契約の相手方は、基地内における写真撮影について契約役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得る。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官へ提出後、完全に消去し、保持しない。
- f) 契約の相手方は、役務に関するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保存しない。

6.2 許可なく仕様書の複製、関係者以外への貸出しを厳禁とし、契約履行後、速やかに返還する。

6.3 役務の履行中に発生した契約の相手方の自然災害、事故に関する負傷及び器材等の破損について、官側は保証及び責任を一切負わない。

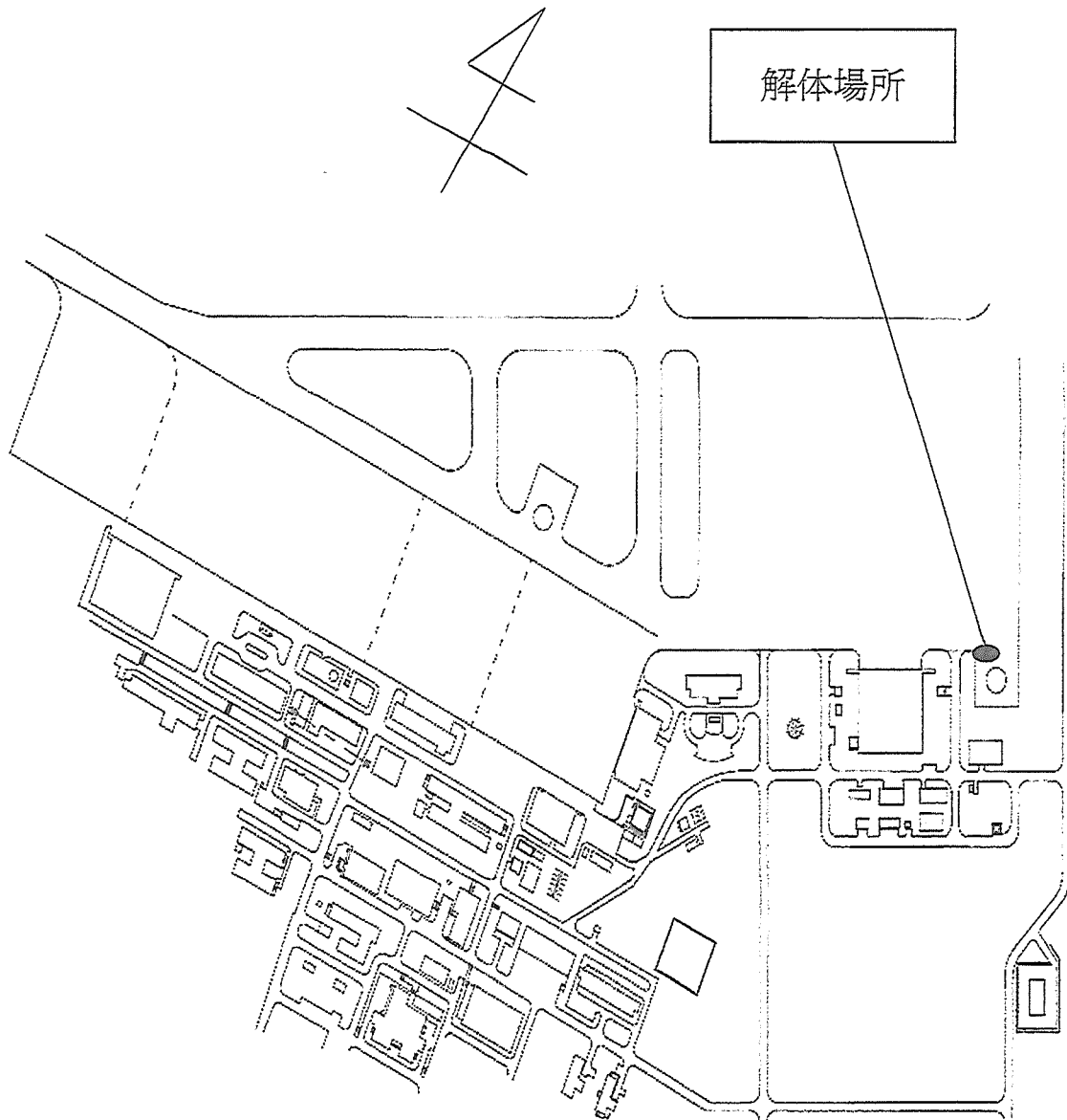
7 その他

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

8 問い合わせ

この仕様書についての問い合わせ及び監督官との調整は、硫黄島分屯基地隊基地業務隊補給小隊補給班（04-2953-6131 内線8-450-367）とする。

硫黄島分屯基地地図



付図1－履行場所